

騒音規制法と用途地域

用途地域	備考	規制区域	特定建設作業	自動車騒音の限度	環境基準	
第一種低層住居専用地域	: 低層住宅の良好な住居環境を保護(閑静な住宅街)	第1種区域	第1号区域	第2号区域 2車線以上	A類型	
第二種低層住居専用地域	: 主に低層住宅の良好な住居環境を保護(コンビニ等はある)					
第一種中高層住居専用地域	: 中高層住宅の良好な住居環境を保護(5F以下マンション等)	第2種区域		1車線		2車線以上
第二種中高層住居専用地域	: 主に中高層住宅の良好な住居環境を保護(中高層マンション等)					
第一種住居地域	: 住居の環境を保護(一戸建てと中高層マンションが混在)	第3種区域		第3号区域		C類型
第二種住居地域	: 主に住居の環境を保護(第一種住居+事務所やパチンコ屋)					
準住居地域	: 道路の沿道として調和した住居環境を保護(住宅+道路沿い大型スーパー)					
近隣商業地域	: 日用品の供給を行うなど利便を増進(住宅地近隣の商店街)	第4種区域	第2号区域 (一部1号区域)			
商業地域	: 主に商業その他利便を増進(繁華街)					
準工業地域	: 主に環境悪化のおそれのない工業の利便を増進(工場は多いが危険はない)					
工業地域	: 主に工業の利便を増進(工場ばかりだが住居も少し存在)					
工業専用地域(一部緩衝地域)	: 工業の利便を増進(臨海工業地帯など)					

(1-1) 特定工場等の規制区域の区分

第1種	: 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域
第2種	: 住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域
第3種	: 住居の用にあわせて商業・工業等の用に供されている区域であって、その区域の住民の生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある区域
第4種	: 主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域

(1-2) 特定工場等の規制基準

騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音の規制基準より

(昭和四十七年七月四日告示第六百四十五号)

時間の区分 区域の区分	区分に対応する規制基準(単位: デンベル)			
	朝 AM 6:00 ~ AM 8:00	昼間 AM 8:00 ~ PM 7:00	夕 PM 7:00 ~ PM 10:00	夜間 PM 10:00 ~ AM 6:00
第1種	40 (40~45)	45 (45~50)	40 (40~45)	40 (40~45)
第2種	50 (45~50)	55 (50~60)	50 (45~50)	45 (40~50)
第3種	60 (55~65)	65 (60~65)	60 (55~65)	50 (50~55)
第4種	65 (60~70)	70 (65~70)	65 (60~70)	55 (55~65)

()は昭和43年11月27日 厚生省・農林省・通商産業省・運輸省告示1号による基準値

ただし、第二種区域、第三種区域又は第四種区域の区域内に所在する学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第七条に規定する保育所、医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第一条の五第一項に規定する病院及び同条第二項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館法(昭和二十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する図書館並びに老人福祉法(昭和三十三年法律第三十三号)第五条の三に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲五十メートル以内の区域における規制基準は、同表に掲げるそれぞれの値から五デンベルを減じた値とする。

(2) 特定建設作業区域

区域	基準値	作業禁止時間帯 ※	最大作業時間	最大連続作業日数	作業を行わない日 ※
第一号に掲げる区域	85	PM 7:00 ~ AM 7:00	10時間を超えないこと	連続6日を超えないこと	日曜日その他休日
第二号に掲げる区域		PM 10:00 ~ AM 6:00	14時間を超えないこと		

第一号に掲げる区域: 特定工場等の規制区域の区分のうち第1種、第2種、第3種区域と、第4種区域のうち学校、保健所、病院、診療所、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の80メートル以内

第二号に掲げる区域: 特定工場等の規制区域の区分のうち上記の第1号区域以外

※ 除外規定あり 道路交通法34, 35, 77, 80 電気事業法

(3) 自動車騒音の要請限度

区域	車線数	時間帯		a 区域: 専ら住居の用に供される区域 住居専用地域
		昼間 AM 6:00 ~ PM 10:00	夜間 PM 10:00 ~ AM 6:00	
第1号区域	a 区域 1車線	65	55	b 区域: 主として住居の用に供される区域 住居地域、準住居地域
	b 区域 1車線			
第2号区域	a 区域 2車線以上	70	65	c 区域: 相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域 近隣商業地域、商業地域、準工業地
	b 区域 2車線以上			
第3号区域	b 区域 2車線以上	75	70	
	c 区域 車線			

(4) 環境基準値

時間の区分 区域の区分	類型に対応する環境基準(単位: デンベル)			
	朝 AM 6:00 ~ AM 8:00	昼間 AM 8:00 ~ PM 7:00	夕 PM 7:00 ~ PM 10:00	夜間 PM 10:00 ~ AM 6:00
A類型		55		45
B類型		55		45
C類型		60		50

A類型: 特定工場等の規制区域の区分のうち第1種区域と、第2種区域のうち住居専用区域

B類型: 特定工場等の規制区域の区分のうち第2種区域のうち住居専用区域を除く区域

C類型: 特定工場等の規制区域の区分のうち第3種、第4種区域のうち工業専用区域を除く区域